

副 本

令和元年(ワ)第172号、令和3年(ワ)第181号

違法行為差止請求事件

原告 和田 廣 治 外6名

被告 金 井 豊 外1名

令和7年9月24日

準 備 書 面 (15)

富山地方裁判所 民事部合議C係 御中

被告ら訴訟代理人弁護士

神 田 光



同

渡 辺 伸



補助参加人訴訟代理人弁護士

江 口 正



同

池 田 秀



同

八 木



同

川 島



目 次

第 1	はじめに	3
第 2	被告らに「法令若しくは定款に違反する行為」がないこと	3
1	株主総会において本件原子力発電所の再稼働を目指すという経営の基本方針が支持されていること	3
2	「法令若しくは定款に違反する行為」について	4
3	小括	7
第 3	補助参加人に「回復することができない損害が生ずるおそれ」がないこと	8
1	「回復することができない損害が生ずるおそれ」について	8
2	新規制基準制定以前の対応について	9
3	新規制基準適合性確認審査の申請及び同審査への対応について	11
4	小括	17
第 4	原告らのその他の主張（新規制基準以外の事項や各種費用等）について	17
1	新規制基準適合性確認審査以外の事項について	17
2	各種費用について	20
第 5	結語	23

被告ら及び補助参加人は、令和7年10月1日開催予定の第23回口頭弁論において、弁論が終結されるに当たって、以下のとおり、これまでの主張を総括する。

なお、志賀原子力発電所については、以下「本件原子力発電所」という。

第1 はじめに

本件訴訟は、会社法360条に基づく株主差止訴訟であり、要件事実は、取締役が「法令若しくは定款に違反する行為をし、又はこれらの行為をするおそれがある」こと、「当該行為によって当該株式会社に戻ることができない損害が生ずるおそれがある」ことの2つである。

すなわち、株主差止訴訟は、在任中の取締役に対して、会社に損害が発生するおそれを理由として業務執行の差止めを求めて提訴するという点で、いわば株式会社の経営方針に事前に介入するものであることから、経済活動の自由、私的自治を原則とするわが国の法制下においては、慎重に判断されなければならない、上記2要件の解釈は厳格になされなければならない。

第2 被告らに「法令若しくは定款に違反する行為」がないこと

1 株主総会において本件原子力発電所の再稼働を目指すという経営の基本方針が支持されていること

そもそも、善管注意義務及び忠実義務（民法644条、会社法355条）の観点からすれば、株主総会決議を遵守する義務（会社法355条）を負う被告ら取締役にあつては、株主総会において承認された経営方針に従う義務があり、これに反することこそが善管注

意義務及び忠実義務ひいては法令に違反することとなる(乙35の60、131頁;近藤光男、岩原紳作ほか「会社法コンメンタール8」)。

この点、平成26年以降、本件原告らを含む一部の株主による、「志賀原子力発電所の廃炉措置」等の株主提案は、補助参加人の定時株主総会において、毎年いずれも圧倒的大差により否決されており、本件原子力発電所が新規制基準に適合していることの確認を得た上で、再稼働を目指すという経営の基本方針は、圧倒的多数の株主の支持を得、かつ、安全確保を大前提に原子力を活用するという国の方針に沿った合理性を有するものである(乙2の1ないし11:臨時報告書、乙3の1ないし11:招集通知、乙36の1ないし11:プレスリリース、乙206の4ないし14:株主総会議事録)。

【株主総会については以下参照】

- ・令和元年9月20日付け答弁書第2章第2の1「株主総会において本件原子力発電所の再稼働を目指す経営の基本方針が圧倒的多数の株主の支持を得ていること」(第90回ないし第95回定時株主総会について)
- ・令和2年2月26日付け準備書面(1)第1「原告ら第2準備書面について」
- ・同年9月2日付け準備書面(4)第1「第96回定時株主総会においても本件原子力発電所の再稼働を目指す経営の基本方針が引き続き圧倒的多数の株主の支持を得ていること」(第97回については令和3年9月22日付け準備書面(6)第2、第98回については令和4年9月21日付け準備書面(9)第2、第99回については令和5年9月4日付け準備書面(11)第4、第100回については令和6年9月20日付け準備書面(13)第9をそれぞれ参照)

2 「法令若しくは定款に違反する行為」について

原告らは、令和元年6月18日付け訴状第2の2(1)において、「原発事故のリスク」を理由に、被告らに「法令若しくは定款に違反する行為」がある旨主張するようである。

この点、令和4年6月15日の第10回口頭弁論で示された「裁判所の見解」（以下「裁判所の見解」という。）において、「原子炉施設の健全性についての判断は、（代表）取締役自身が必ずしも必要とされる専門的・技術的知識、経験の全般にわたってこれを具有することは期待し得ないから、社内の専門家や社外の信頼すべき公的専門機関等の意見などを尊重し、これに依拠して業務を執行することが必要であり、かつ、それらを信頼して業務の執行に当たる場合には、特段の事情のない限り、善管注意義務を尽くしていると解し得るところ、新規制基準が、福島第1原子力発電所事故を踏まえ、これと同程度の事故の発生の危険性がないようにするために考慮された基準とされる以上、それに従い再稼働の判断をするのであれば、取締役としては、基本的に会社法360条の要件としての善管注意義務を果たしていると評価し得ることになると考えられる。」とされたところである。

また、原子力発電所の安全性については、「発電用原子炉施設の安全性確保に関しては、当該原子炉施設そのものの工学的安全性、平常運転時における周辺住民及び周辺環境への放射線の影響、事故時における周辺地域への影響等について、当該原子炉施設の立地の地形、地質、気象等の自然的条件、人口分布等の社会的条件及び当該原子炉設置者の原子炉の設置、運転等に必要とされる技術的能力との関連において、多角的、総合的見地から検討がされるべきであり、しかも、これらの検討対象には、将来の予測に係る事項も含まれているのであって、このような検討を行うには、原子力工学はもとより、多方面にわたる極めて高度な最新の科学的、専門技術的知見に基づく総合的判断を必要とする。」（函館地方裁判所平成30年

3月19日判決・裁判所ウェブサイト¹⁾とされている。

さらに、原子力規制委員会設置法（平成24年法律第47号）並びに核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年法律第166号。以下「原子炉等規制法」という。）といった関係法令の趣旨については、「これらの法律は、高度の科学的、専門技術的知見を有し、原子力事業者や原子力利用の推進機関からの独立性を確保した委員長及び委員により構成される規制委員会に原子炉に関する規制を一元的に担わせることによって、原子力利用の安全の確保を期したものであって、規制委員会以外の機関が重大事故発生防止の観点から発電用原子炉施設の安全性を審査することは予定していないものと解される。」（上記函館地方裁判所判決）とされている。

すなわち、「裁判所の見解」は、上記のような法的枠組みを踏まえ、原子力発電所を設置、運転する事業者の取締役に係せられた善管注意義務及び忠実義務の内容を明らかにしたものであり、東京高等裁判所平成11年3月25日判決：判例時報1686号33頁（確定）における、「原子炉施設の健全性についての判断は、特殊な専門領域における科学的、専門的、技術的な知識、経験を必要とするものであり、被控訴人自身が必ずしも必要とされる専門的、技術的知識、経験の全般にわたって、これを具有することを期待し得ないから、被控訴人（引用者注：代表取締役）として右善管注意義務ないし忠実義務を尽くしたというためには、社内の専門的知見を有する者らの報告、情報、意見や社外の信頼すべき公的専門機関やそこに所属する専門家の判断、見解、更には監督官庁の指導などを踏まえつつ、それらの意見等を尊重し、これに依拠して業務を執行

¹ https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/632/087632_hanrei.pdf#p=166

することが必要であり、かつ、それらの意見等を信頼して業務の執行にあたる場合には、特段の事情がない限り、代表取締役としての会社に対する前記義務は尽くされていると解するのが相当である。」

(同47頁)との判示や、「原子力発電所の運転に関しては、その安全性の確保のため、法律により原子力安全委員会や資源エネルギー庁などの(引用者注:所管官庁は当時)公的専門機関のチェックを受ける仕組みとされている。このように安全性のチェックのための手続が法律で定められており、その手続及び結果にしたがっている場合には、それはまさに法律通りの経営判断であり、それが違法であるとされることは原則としてあり得ない。」(乙143の215頁:中村直人・別冊商事法務210号)とする著名な実務家の見解にも沿ったものである。

【「法令若しくは定款に違反する行為」については以下参照】

- ・答弁書第2章第2の2「被告らが本件原子力発電所の再稼働を目指す経営の基本方針に従い適法かつ適切に業務を執行していること」
- ・令和3年3月10日付け準備書面(5)第1「はじめに」
- ・令和4年2月28日付け準備書面(7)第1「はじめに」
- ・令和7年7月7日付け準備書面(4)第1「原告ら第40準備書面について」

3 小括

被告らは、後記第3の3で述べるとおり、原子力規制委員会の新規制基準適合性確認審査等の手続を適法に実行しており、今後、各専門分野の学識経験者等を擁する同委員会の科学的、専門技術的知見に基づく判断を踏まえて本件原子力発電所の再稼働の可否を判断することとしているのであるから、善管注意義務及び忠実義務を尽くしており、何ら「法令若しくは定款に違反する行為」はない。

第3 補助参加人に「回復することができない損害が生ずるおそれ」がないこと

1 「回復することができない損害が生ずるおそれ」について

原告らは、訴状第3の2において、「重大事故発生時の損害」等として、再稼働した本件原子力発電所において重大な事故が発生すれば、周辺住民に損害が発生し、これに対する賠償により補助参加人会社の財産に「回復することができない損害」が発生する旨主張するようである。

この点、「裁判所の見解」において、本件訴訟における「回復することができない損害が生ずるおそれ」とは、「本件原子力発電所に関していえば広範囲に放射性物質を飛散させる事故（すなわち重大事故）発生のおそれをいうものと解される。」とされたところであり、令和5年1月11日の第12回口頭弁論においても、「当該株式会社に『回復することができない損害が生じるおそれ』があるかどうかは、同会社の規模、業績に応じて判断されるものと考えられる。」とされたところである。

かかる「裁判所の見解」は、「回復することができない損害が生ずるおそれがあるか否かは、個別具体的な場合に依りて、当該行為と会社の規模、業種、経営状況等に応じて具体的に判断せざるを得ないことになる。」（乙172の617頁：新谷勝「会社訴訟・仮処分の理論と実務（増補第3版）」）、「『会社に回復すべからざる損害』とは、事後的な損害賠償請求により賄えない損害と解することもできるが、むしろ、会社を破綻せしめるような損害と解することが合理的であろう。」（乙170の66頁：森本滋・商事法務1574号）とする研究者や実務家の見解にも沿ったものである。

そもそも、原子力発電所の稼働に当たっては、広範囲に放射性物

質を飛散させる事故（すなわち重大事故）が発生することのないよう、原子力規制委員会による厳格な規制がなされているところ、後記2及び3で述べるとおり、本件原子力発電所については、新規制基準制定以前から安全性確保に努めている上、現在、原子力規制委員会による新規制基準適合性確認審査が継続中であって、被告ら及び補助参加人は、同審査に合格した場合に限って本件原子力発電所を再稼働するものであるところ、原告らは、新規制基準適合性確認審査に合格してもなお重大事故発生の具体的危険性があることを何ら主張、立証しておらず、補助参加人の財産に「回復することができない損害が生ずるおそれ」があるとは認められない。

【「回復することができない損害が生ずるおそれ」については以下参照】

- ・準備書面(1)第2「原告ら第3準備書面について」
- ・令和2年5月20日付け準備書面(3)第1「原告ら第6準備書面について」
- ・準備書面(6)第1「原告ら第12準備書面について」
- ・準備書面(7)第2ないし第4「原告ら第13準備書面について」「原告ら第14準備書面ないし第16準備書面について」「原告ら第17準備書面ないし第19準備書面について」
- ・令和4年6月8日付け準備書面(8)第2「原告ら第21準備書面について」
- ・準備書面(9)第1「原告ら第9準備書面第2の6(2)①及び②について」
- ・令和5年11月29日付け準備書面(12)第2「原告ら第32準備書面について」
- ・準備書面(13)第3「原告ら第34準備書面について」

2 新規制基準制定以前の対応について

平成23年3月11日に、東京電力福島第一原子力発電所事故（以下「福島事故」という。）が発生した（乙9の2頁：志賀原子力発電所における安全対策について）。

この点、被告ら及び補助参加人は、福島事故を踏まえた対応について報告・協議した第918回及び第919回取締役会の議事録及び資料を提出済みであり、当該議事録等において、福島事故を踏まえて、国からの緊急安全対策の実施についての指示に従い、本件原子力発電所の安全強化策（緊急安全対策及び更なる対策を合わせたもの）を講じることを明記している（乙203：第918回取締役会議事録・資料、乙204：第919回取締役会議事録・資料）。

具体的には、福島事故の原因は津波による電源喪失であることから（乙18：学会事故調報告書、乙50：原子力規制委員会「東京電力福島第一原子力発電所事故の分析 中間報告書」、乙53ないし56：日本原子力技術協会、日本原子力研究開発機構、日本学術会議及び国際原子力機関各報告書）、被告ら及び補助参加人は、本件原子力発電所において、防潮堤の構築、電源車の配備、原子炉・使用済燃料貯蔵プールへの注水手段の強化等の諸対策を実施することとし、平成25年9月までに概ね完了したところである（乙153：プレスリリース）。

よって、安全強化策により、本件原子力発電所においては、福島事故のように津波に起因する電源喪失により炉心損傷に至ることを防止することができる。

【新規制基準制定以前の対応については以下参照】

- ・令和2年2月26日付け準備書面(2)第1「原告ら第4準備書面第1について」
- ・準備書面(5)第2の1「第2の1『福島第一原発事故の原因が未解明であること』について」
- ・準備書面(6)第1(3)「③について」（原告ら第12準備書面における新規制基準適合性審査に先立つ対応に関する主張に対する反論）
- ・準備書面(9)第1の2(2)「補助参加人は新規制基準をも踏まえて燃料プー

ルの安全性を十分に確保していること」

・準備書面(14)第2「原告ら第41準備書面について」

3 新規制基準適合性確認審査の申請及び同審査への対応について

平成24年9月19日に原子力規制委員会が発足し、平成25年7月8日に新規制基準が施行された(乙9の17頁)。

新規制基準は、各専門分野の学識経験者の有する最新の科学的、専門技術的知見を集約した上で、中立性が担保された学識経験者の関与の下、公開の議論を経て、意見公募手続等の適正な手続を経て策定されたものであり、現在の科学技術水準を踏まえた合理的なものである(乙15:原子力規制委員会「実用発電用原子炉に係る新規制基準の考え方について」)。加えて、原子力規制委員会は、新規制基準制定後も、最新の科学的、専門技術的知見を踏まえて、随時、同基準の改正を行っている(具体例として、乙125:原子力規制庁「標準応答スペクトルの規制への取り入れのための実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則の解釈等の一部改正」)。

この点、被告ら及び補助参加人は、平成26年8月12日に原子力規制委員会に対して行った、本件2号機の新規制基準適合性確認審査申請について協議した第963回取締役会の議事録及び資料を提出済みであり、当該議事録等において、本件原子力発電所の新たな基準地震動を策定し、重大事故等対策を講じた上で、新規制基準を踏まえた申請を実施することを明記している(乙209:第963回取締役会議事録・資料)。

また、被告ら及び補助参加人は、本件原子力発電所において、新規制基準を踏まえた安全性向上施策を実施している(乙9)。

具体的には、放射性物質の放出を低減する格納容器フィルタ付きベント装置の設置等を実施済みであり、さらに、新規制基準の改正

等を踏まえて代替高圧注水設備、代替残留熱除去設備等の設置を予定しており、今後、同適合性確認審査の進展を踏まえつつ実施することとしている(乙154:プレスリリース、乙162:同)。

よって、今後、安全性向上施策を完了するとともに、新規制基準適合性確認審査を経ることで、本件原子力発電所は、最新の科学的、専門技術的知見をも踏まえた高度の安全性が確認されることとなる。

そもそも、本件訴訟は、人格権に基づく原子力発電所の運転差止訴訟ではなく、会社法に基づく取締役の違法行為差止訴訟であるところ、前記第2でも述べたとおり、取締役の善管注意義務及び忠実義務は、新規制基準適合性確認審査に的確に対応し、同審査に適合させるよう適法かつ適切に業務を遂行することにより尽くされるものである。

この点、原告らは、新規制基準の内容が不合理であると主張するようであるが、いずれも新規制基準を正解しないものであって理由がないことはこれまで明らかにしたとおりである。

そして、新規制基準適合性確認審査においては、一般に、地盤・地震等の自然現象に関する審議が先行してなされ、その後、プラント側(設備側)の審査がなされることとなる。これまでに行われた本件原子力発電所の審査における主な論点としては、敷地内断層及び令和6年能登半島地震が挙げられるところ、審議の状況は、後記(1)及び(2)で述べるとおりであり、被告ら及び補助参加人が審査に的確に対応していることは明らかである。

【新規制基準の合理性及び同適合性確認審査については以下参照】

- ・答弁書第2章第2の2「被告らが本件原子力発電所の再稼働を目指す経営の基本方針に従い適法かつ適切に業務を執行していること」
- ・準備書面(3)第2「原告ら第7準備書面について」

- ・準備書面(5)第2の3「第2の3『原発事故のリスク評価』について」
- ・準備書面(7)第3「原告ら第14準備書面ないし第16準備書面について」
- ・準備書面(8)第2「原告ら第21準備書面について」
- ・準備書面(9)第1「原告ら第9準備書面第2の6(2)①及び②について」
- ・令和4年12月26日付け準備書面(10)第1及び第2「はじめに」「原告ら第24準備書面について」
- ・準備書面(11)第2「原告ら第31準備書面について」、同第3の4「原告ら第27準備書面及び第28準備書面について」、同第3の6「原告ら第30準備書面について」
- ・準備書面(13)第2「原告ら第33準備書面について」、同第4「原告ら第35準備書面について」、同第6ないし第8「原告ら第37準備書面について」「原告ら第38準備書面について」「原告ら第39準備書面について」

(1) 敷地内断層に係る審査について

平成24年7月18日、原子力安全・保安院から補助参加人に対し、本件原子力発電所の敷地内断層の追加調査計画の策定が指示されたことから(乙88:原子力安全・保安院「敷地内破砕帯の追加調査計画の策定について(指示)」)、補助参加人は、平成24年から平成25年にかけて、原子力規制委員会に対し、調査報告書を提出した(乙89ないし94:調査報告書及びプレスリリース)。

その後、平成28年4月12日に、本件原子力発電所の敷地内断層に係る有識者会合の評価書(甲16)が原子力規制委員会において受理されたところ、同評価書においては、敷地内断層は後期更新世以降に活動した可能性が否定できないとされる一方で、評価は限られた資料やデータに基づいているとして、6項目からなる「今後の課題」が示された。

この点、敷地内断層の活動性評価は、原子力規制委員会の新規

制基準適合性確認審査において判断されるところ、有識者会合の評価書は、同審査において、重要な知見の一つとして参考とされるに過ぎず、原子力規制委員会の最終的な結論ではない(乙21ないし24:パンフレット、国会会議録等、乙86:原子力規制委員会議事録、乙87:原子力規制庁「敷地内破砕帯調査に関する有識者会合の進捗状況について」)。

よって、有識者会合の評価書において提示された「今後の課題」をはじめとする各種データ拡充を行い、敷地内断層に係る追加調査に的確に対応することこそが、被告らの善管注意義務及び忠実義務を尽くすことである。

そこで、被告ら及び補助参加人は、CSRレポート2016において、「これらの課題に対し、新たに得られた地質データを示す等、科学的・合理的に説明することにより、北陸電力の評価の妥当性をご理解いただけるよう努めてまいります。」(乙212の10頁:CSRレポート2016)として、「今後の課題」を踏まえた追加調査を尽くすことを明らかにし、追加調査によって得られた各種データを新規制基準適合性確認審査に提出した(乙95ないし100:審査会合議事録、新聞記事等)。

その上で、令和5年3月3日の第1121回審査会合において、敷地内断層は後期更新世以降活動しておらず、新規制基準にいう「将来活動する可能性のある断層等」に当たらないとする判断が示されるとともに(乙163の23、24頁:審査会合議事録)、同月15日の令和4年度第82回原子力規制委員会においても、山中伸介・原子力規制委員会委員長が、「有識者が提案された『今後の課題』というのは、十分にクリアされて御判断されたものと考えます」(乙166の14頁:原子力規制委員会議事録)と述べるなど、補助参加人の追加調査が適切なものと認められ、敷地内断層の活動性があらた

めて否定されている。

なお、令和6年4月12日の第1245回審査会合において、令和6年能登半島地震において敷地内断層に影響はなく、敷地内断層は新規制基準にいう「将来活動する可能性のある断層等」に当たらないことがあらためて確認されている(乙178:審査会合提出資料、乙179:同議事録)。

【敷地内断層に係る審査については以下参照】

- ・答弁書第2章第2の2「被告らが本件原子力発電所の再稼働を目指す経営の基本方針に従い適法かつ適切に業務を執行していること」
- ・準備書面(5)第2の4「第2の5『本件原発の敷地内活断層の活動性が否定できないこと』について」
- ・準備書面(7)第3の4「原告ら第16準備書面について」
- ・準備書面(11)第1「はじめに」
- ・準備書面(13)第7の2(5)「⑥について」(原告ら第38準備書面における本件原子力発電所の敷地内断層の調査、検討が不十分である旨の主張に対する反論)

(2) 令和6年能登半島地震に係る審査について

令和6年1月1日に、令和6年能登半島地震が発生した。

同地震において、本件原子力発電所は、1号機及び2号機とも、外部電源や必要な監視設備、冷却設備及び非常用電源等の機能を確保しており、原子炉施設の安全確保に問題は全く生じておらず、外部への放射能の影響もない(乙213の16頁:統合報告書2024)。

以上の点については、令和6年1月10日の令和5年度第57回原子力規制委員会において確認された上で、同委員会からは、同地震の知見を本件原子力発電所の新規制基準適合性確認審査に反映するとの方針が示された(乙182:原子力規制委員会記者会見録)。

よって、同地震の知見を適切に反映して新規制基準適合性確認審査を受け、同審査に的確に対応していくことこそが、被告らの善管注意義務及び忠実義務を尽くすことである。

そこで、被告ら及び補助参加人は、統合報告書2024において、「志賀原子力発電所は安定供給、脱炭素および収支改善等、様々な観点において重要な電源です。当社は、被災設備の本復旧に取り組むとともに、令和6年能登半島地震により得られる新しい知見を精査のうえ適切に地震・津波審査に反映し、原子力規制委員会による新規制基準に係る適合性確認審査に的確に対応していきます。更に、安全性向上施策を着実に進め、十分な安全性を確保したうえで、地域の皆さまのご理解を前提に、再稼働を目指します。」(乙213の25頁)として、同審査に的確に対応することを明らかにした。

具体的には、被告ら及び補助参加人は、原子力規制委員会の指示に従い、同地震の知見を反映すべき項目と、その他の項目について並行して審査に臨んでおり、前記(1)でも述べたとおり、第1245回審査会合で敷地内断層等に影響がなかったことを報告し、妥当であるとの評価を受けるとともに、令和7年4月11日の第1334回審査会合で敷地の地下構造(同地震の知見を反映すべき項目)に係る審査を、同年2月21日の第1321回審査会合で火山(その他の項目)に係る審査をそれぞれ完了するなど、同審査に的確に対応している(乙214:新聞記事、乙215:同)。

【令和6年能登半島地震に係る審査については以下参照】

・準備書面(13)第1「はじめに」、同第4ないし第8「原告ら第35準備書面について」「原告ら第36準備書面について」「原告ら第37準備書面について」「原告ら第38準備書面について」「原告ら第39準備書面について」

4 小括

以上に述べたとおり、本件原子力発電所において、重大事故発生
の具体的危険性は認められず、何ら「回復することができない損害
が生ずるおそれ」はない。

第4 原告らのその他の主張（新規制基準以外の事項や各種費用等）に ついて

1 新規制基準適合性確認審査以外の事項について

原告らは、「裁判所の見解」において、「原告らにおいて、それ
もなお、被告らに、本件原子力発電所の再稼働につき会社法360
条の要件としての善管注意義務違反、すなわち、特段の事情がある
というのであれば、本件原子力発電所において、新規制基準の適合
性等が確認されてもなお重大事故が発生し得る危険性が具体的に
あり得ることを、主張立証する必要がある」と指摘されたにもかかわ
らず、この点に関する十分な主張、立証を行っていない。

すなわち、原告らは、本件原子力発電所について、新規制基準の
対象とされていない事項（武力攻撃や原子力災害対策）に係る危険
性があるなどと主張するようであるが、後記(1)及び(2)で述べると
おり、いずれも「重大事故が発生し得る危険性が具体的にあり得るこ
と」を主張、立証するものではない。

そもそも、本件訴訟は、会社法に基づく取締役の違法行為差止訴
訟であることから、新規制基準の対象とされていない武力攻撃や原
子力災害対策等に関する事項は争点たり得ない（これらは、原子力
発電所を設置、運転する事業者ではなく、主に国や地方公共団体
において対策が講じられるものである。）。

よって、被告らに「法令若しくは定款に違反する行為」はなく、

補助参加人の財産に「回復することができない損害」を生じさせるような「特段の事情」があるとは認められない。

(1) 武力攻撃について

新規制基準においては、故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによる影響等を考慮することとされているが(乙15の178ないし180頁)、他国からの武力攻撃は対象とされていない。

そもそも、他国からの武力攻撃については、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律(平成16年法律第112号)や、武力攻撃事態等及び存立危機事態における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律(平成15年法律第79号)に基づき、国の外交及び防衛の観点から対応すべき事項であって、株式会社の取締役の善管注意義務及び忠実義務の内容となるものではない(乙206の13の6頁)。

【武力攻撃については以下参照】

・準備書面(1)第3の5「原告ら第29準備書面について」

(2) 原子力災害対策について

原子炉等規制法及び同法に基づく新規制基準においては、原子力発電所外の災害対策については対象とされておらず、原子力災害対策特別措置法(平成11年法律第156号)において対応が定められている。

そもそも、原子力災害対策については、原告らが本件原子力発電所において重大事故が発生する具体的機序を主張、立証していない以上、本件の争点たり得ないことは明らかであるが、念のため付言すると、原子力災害対策特別措置法においては、原子力事業者、国及び地方公共団体が相互に連携、協力することとされており(乙64ないし71:防災基本計画、地域防災計画等)、被告ら及び補助参

加入は、同法に従って、原子力事業者防災業務計画の策定(乙72:プレスリリース、乙73:防災業務計画。同法7条)、原子力防災組織の設置(同法8条)、原子力防災管理者の選任(同法9条)、事業者防災訓練の実施(乙74ないし76:事業者防災訓練報告書、乙138ないし140:同。同法13条の2)等を行っているほか、国や地方公共団体の原子力防災訓練に参加し役割分担や連携を確認するとともに(乙77ないし80:原子力防災訓練報告書、乙213の26頁)、内閣府が設置した志賀地域原子力防災協議会作業部会に関係市町とともにオブザーバー出席し、緊急時対応の取りまとめに向けて、国及び地方公共団体と相互に連携、協力し、原子力災害対策の強化に継続的に取り組んでおり、被告らに「法令若しくは定款に違反する行為」はない(乙81:「原子力災害対策充実に向けた考え方」に係る事業者の取組みについて、乙137:同)。

この点、岸田文雄・内閣総理大臣(当時)は、令和6年2月2日の参議院本会議において、「志賀原発及び柏崎刈羽原発の立地地域においては、既に自然災害と原子力災害との複合災害を想定し、地震と原子力災害が同時に発生した際には、まずは地震に対する安全確保を優先するという防災基本計画の考え方も踏まえながら、緊急時対応の取りまとめに向けて取り組んでいるところであり、今般の地震で得られた教訓をしっかりと踏まえて取りまとめを行ってまいります。」として、令和6年能登半島地震の教訓を踏まえ、志賀地域の緊急時対応の取りまとめを行っていく旨述べている(乙186:国会会議録)。

また、エネルギー政策基本法(平成14年法律第71号)12条に基づき、令和7年2月18日に閣議決定された、第7次エネルギー基本計画においても、「原子力防災体制の構築・充実にについては、自然災害との複合災害も引き続き想定しつつ、道路整備

等による避難経路の確保等を含め、政府全体が一体的に取り組み、これを推進する。災害対策基本法及び原子力災害対策特別措置法の規定により、防災基本計画及び原子力災害対策指針等に基づき策定される地域防災計画・避難計画について、『地域原子力防災協議会』の枠組みの下、国と関係地方公共団体等が一体となって、地域ごとに解決すべき課題を検討し、その計画の具体化・充実化を進める。これらの地域防災計画・避難計画を含む地域の『緊急時対応』については、原子力災害対策指針等に照らし、具体的かつ合理的であることを同協議会において確認し、内閣総理大臣を議長とする『原子力防災会議』で了承していく。」(乙216の36頁：第7次エネルギー基本計画)とされている。

【原子力災害対策については以下参照】

- ・準備書面(5)第2の2「第2の2『福島第一原発事故による甚大な被害の実態と本件原発における予測』について」
- ・準備書面(7)第4「原告ら第17準備書面ないし第19準備書面について」
- ・準備書面(13)第5「原告ら第36準備書面について」
- ・準備書面(14)第3「原告ら第42準備書面について」

2 各種費用について

原告らは、訴状第2の2(2)以下及び第3の3以下において、「高レベル放射性廃棄物の処分費用」、「回収の見通しが立たない膨大なコスト」等として、本件原子力発電所における重大事故発生防止のための安全対策や使用済燃料の処理等に多額の費用を要するとして、被告らに「法令若しくは定款に違反する行為」がある、あるいは補助参加人の財産に「回復することができない損害」が発生するなどと主張するようである。

しかし、安全対策や使用済燃料の処理等に要する費用は、後記(1)

及び(2)で述べるとおり、いずれも法令により義務付けられているものであり、被告ら及び補助参加人は、会計基準等に従い適切に費用を計上していることから（会社法431条。有価証券報告書や計算書類等は、資格を有する独立した監査人により、いずれも適正なものと認められている。）、何ら「法令若しくは定款に違反する行為」はなく、また、いずれも発電費用に適正に算入されるものであるから、かかる費用の支出がただちに補助参加人の「回復することができない損害」であるかのような原告らの主張は、論理の飛躍がある。

そもそも、原告らのいう「コスト」とは、つまるところ、水力・火力・原子力・太陽光・風力といった各電源について、どの電源にどの程度投資することが妥当かという経営方針の妥当性の問題であり、経済活動の自由、私的自治の原則の下において、株式会社の経営方針の妥当性の問題は、株主総会における決議や、株主により経営判断を負託された取締役の裁量に委ねられるべき問題である。

この点、被告ら及び補助参加人は、本件原子力発電所の再稼働を目指すことはもとより、水力発電や風力発電の開発、火力発電の脱炭素化等により、各電源の特徴を踏まえながら様々な手段を組み合わせ、電源の脱炭素化を推進している（乙213の39ないし41頁）。

(1) 安全対策等に要する費用について

安全対策等に要する費用について、発電用原子炉設置者は、原子炉等規制法43条の3の14において、発電用原子炉施設を原子力規制委員会規則で定める技術上の基準に適合するように維持することが義務付けられていることから、被告ら及び補助参加人は、上記基準を踏まえて費用を計上している（乙218の98頁：2023年度有価証券報告書）。

この点、被告ら及び補助参加人は、新規制基準適合性確認審査

申請に係る工事費等について協議した、第958回取締役会（平成26年2月25日）の議事録及び資料において、原子力規制委員会に提出した申請書に記載した工事費及びその回収可能性について明記している（乙210：第958回取締役会議事録・資料）。

また、被告ら及び補助参加人は、第97回定時株主総会（令和3年6月25日）において、「志賀原子力発電所は比較的新しいプラントであることに加え、原子力発電は発電に係る燃料費等の可変費が小さいことから、再稼働後に安定稼働を行うことにより採算性は十分確保できる」旨回答するとともに（乙208の11の5頁）、第99回定時株主総会（令和5年6月28日）において、「燃料費の著しい高騰といった情勢を考えても、原子力発電の経済性はより一層向上している」旨回答している（乙206の13の5頁）。

さらに、令和7年2月6日の国の発電コスト検証ワーキンググループの報告においても、原子力発電の発電コストは、追加的安全対策費や事故リスク対応費用を含めても他の電源と比べて遜色ないことが示されている（乙219：発電コスト検証に関するとりまとめ）。

【安全対策等に要する費用については以下参照】

- ・準備書面(2)第3ないし第5「原告ら第4準備書面第3について」「原告ら第4準備書面第4について」「原告ら第4準備書面第5について」
- ・準備書面(7)第2「原告ら第13準備書面について」

(2) 使用済燃料の処理等に要する費用について

使用済燃料の処理等に要する費用については、発電用原子炉設置者は、原子力発電における使用済燃料の再処理等の実施及び廃炉の推進に関する法律（平成17年法律第48号。以下「再処理等拠出金法」という。）5条において、必要な費用を拠出することが義務付けられていることから、被告ら及び補助参加人は、同

法を踏まえて費用を計上しており、その旨を有価証券報告書において明記している(乙218の59、109頁)。

この点、被告ら及び補助参加人は、第99回定時株主総会において、「原子燃料サイクルは資源の有効利用、放射性廃棄物の容量・有害度の低減に寄与する、意義のある政策である」旨回答するとともに(乙206の13の6頁)、第100回定時株主総会(令和6年6月26日)招集通知において、「再処理等を安定的・継続的に進めるため、再処理等拠出金法に基づき、国の一定の関与のもと再処理等を着実に実施していくための基盤が整備されております。」(乙3の11の23頁)と明記している。

また、前記(1)で述べた、国の発電コスト検証ワーキンググループの報告においても、原子力発電の発電コストは、再処理費用を含めても他の電源と比べて遜色ないことが示されている(乙219)。

【使用済燃料の処理等については以下参照】

・準備書面(2)第2「原告ら第4準備書面第2について」)

第5 結語

被告らは、原子力規制委員会の科学的、専門技術的知見に基づく判断を踏まえ、新規制基準適合性確認審査等の手続を適法に実行しているところ、原告らは、新規制基準の適合性等が確認されてもなお本件原子力発電所において重大事故発生 of 具体的危険性があることを何ら主張、立証していないのであるから、本件において、「法令若しくは定款に違反する行為をし、又はこれらの行為をするおそれ」及び「当該行為によって当該株式会社に回復することができない損害が生ずるおそれ」はいずれも認められない。

そもそも、株式会社の経営方針が妥当でないと考える株主は、株

主総会において多数派を形成することにより経営方針を変更させることができるほか、補助参加人のような上場会社であれば、市場での株式売却により、容易にリスクを回避することができるところ、本件原告らは、補助参加人の株主総会において、本件原子力発電所の廃炉等を求める株主提案が賛同を得られず圧倒的大差により否決され続けているにもかかわらず、原子力発電に反対する個人的な主義主張の達成あるいは反対運動の維持、拡大を図るため、会社法360条に基づく株主差止訴訟の名を借りて、被告らの業務執行が善管注意義務及び忠実義務に違反すると主張するものに過ぎず、株主全体の意思を無視した濫用的な訴訟というほかない（この点は、令和7年7月14日の第22回口頭弁論において行われた当事者尋問の内容からも明らかである²）。

以上のとおり、本件請求はいずれも棄却されるべきである。

以 上

² 本件原子力発電所については、下記のとおり、原告本人が「通常の民事差止めの訴訟」（本人調書35頁）と述べた、人格権に基づく運転差止訴訟が提起されている。

本件1号機については、第一審：金沢地方裁判所平成6年8月25日判決・判例時報1515号3頁、控訴審：名古屋高等裁判所金沢支部平成10年9月9日判決・判例時報1656号37頁、上告審：最高裁判所第三小法廷平成12年12月19日決定・公刊物未登載。

本件2号機については、第一審：金沢地方裁判所平成18年3月24日判決・判例時報1930号25頁、控訴審：名古屋高等裁判所金沢支部平成21年3月18日判決・判例時報2045号3頁、上告審：最高裁判所第一小法廷平成22年10月28日決定・公刊物未登載。

さらに、現在、金沢地方裁判所において、本件1、2号機の運転差止訴訟（平成24年（ワ）第328号、平成25年（ワ）第59号）が係属中である（令和6年6月5日付け原告ら代理人意見書2頁参照）。